

# マイナンバーカードと 健康保険証の一体化について

---

## 現行の健康保険証の新規発行終了について

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年(2024年)12月2日とする施行期日政令が公布されました。

これにより、本年12月2日より現行の健康保険証の発行は終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用すること(以下「マイナ保険証」という。)を基本とする仕組みに移行します。(※)

※令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は、最大1年間有効とする経過措置が設けられています。



## マイナ保険証について

### 【「マイナ保険証」とは】

◆「マイナ保険証」とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用することです。利用には、健康保険証として利用登録する必要があります。

令和6年7月末時点で、すでにマイナンバーカードをお持ちの方の約8割の方が、利用登録を完了されています。

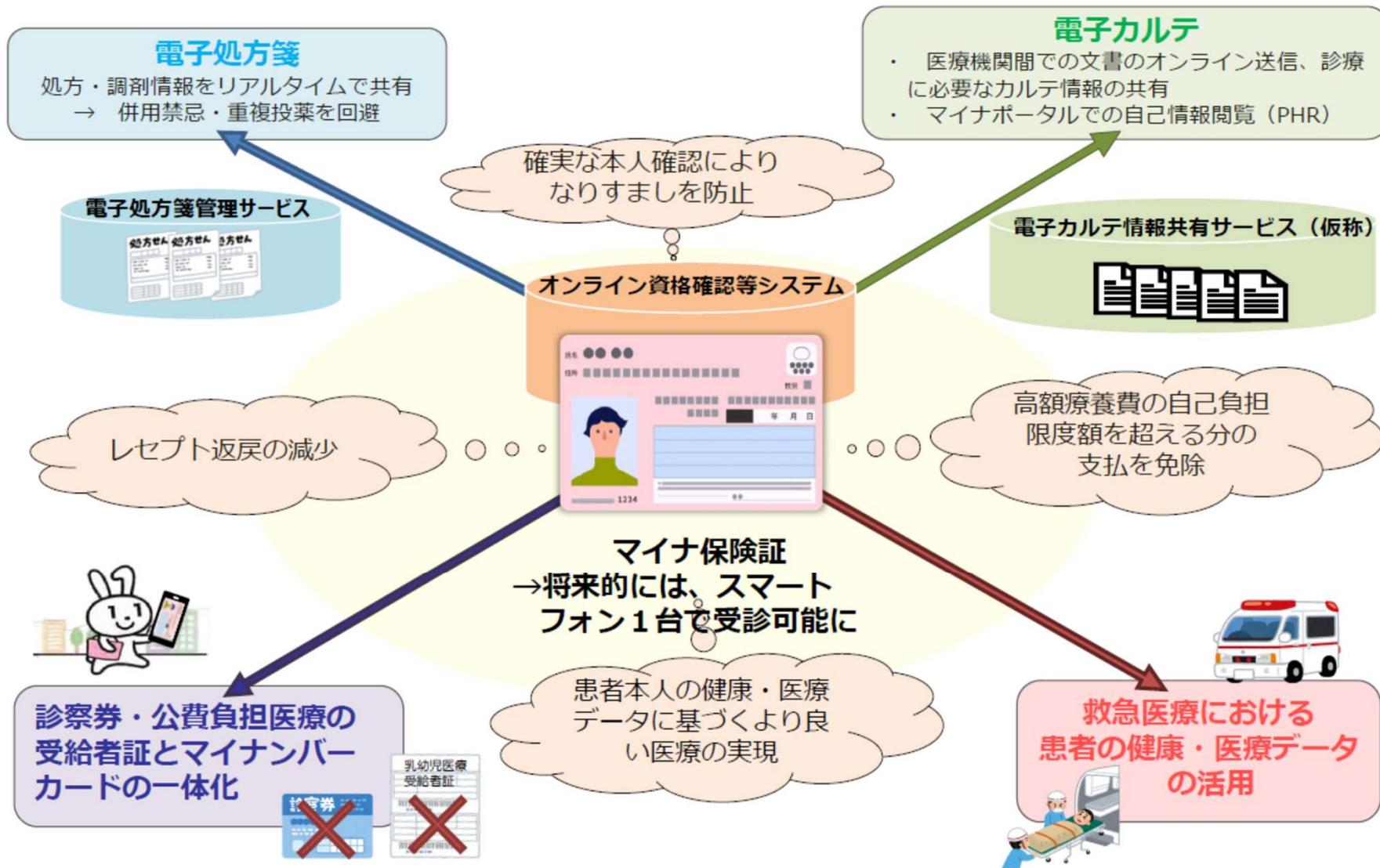
### 【「マイナ保険証」のメリット】

◆情報提供に同意することで、初めて受診する医療機関・薬局でも、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報をスムーズに共有できます。

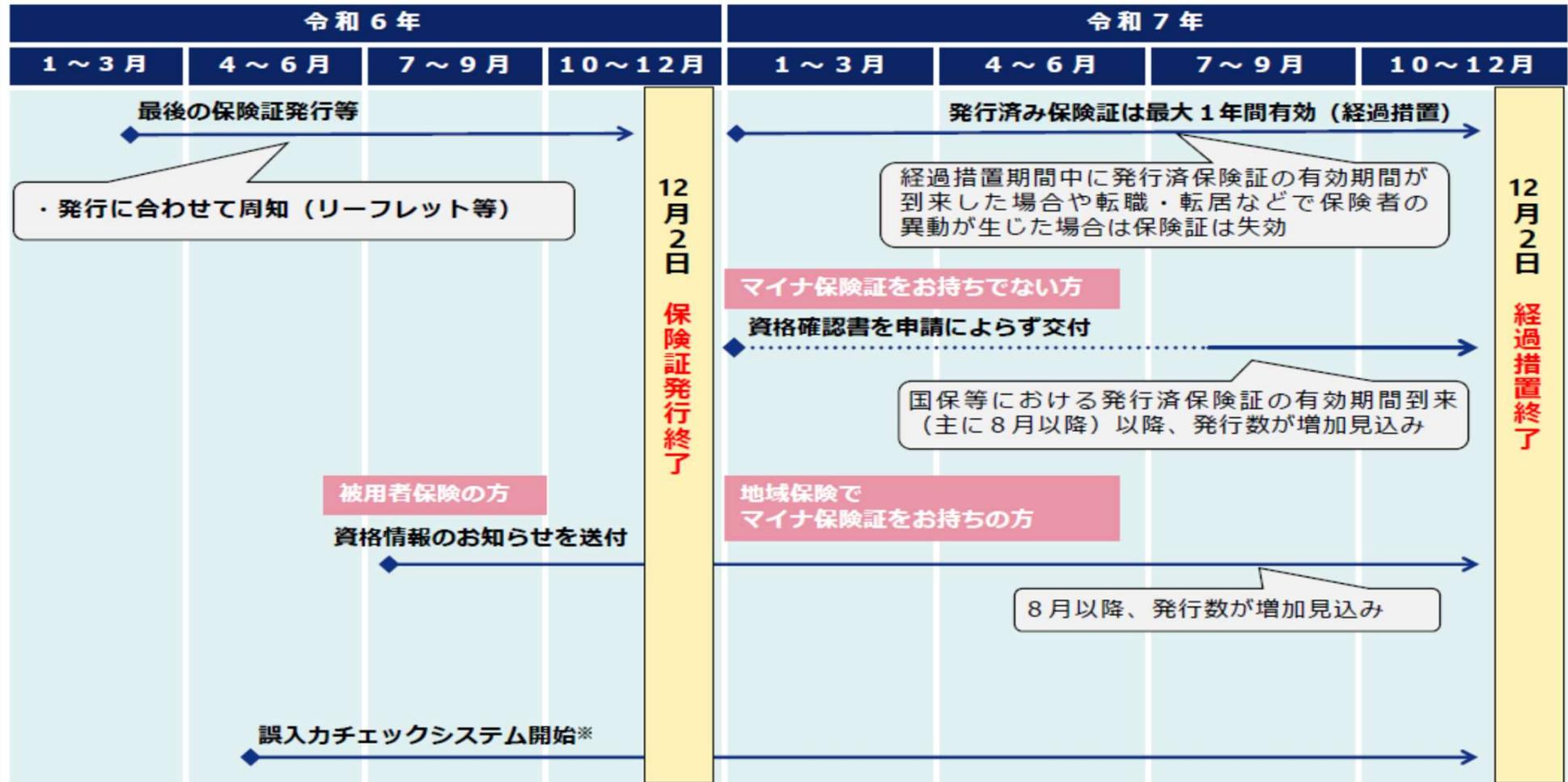
医療DXが進むと、将来電子カルテの検査結果なども連携・共有されてどこでもスムーズな受診が可能になり、安全・安心なより良い医療を受けられます。（次ページ参照）

◆限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える分を支払う必要がなくなります。

## 医療DXの基盤となるマイナ保険証



# マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応



令和6年1月19日第174回社会保障審議会医療保険部会資料より（一部加工）

## 令和6年秋の健康保険証廃止以降の資格確認書の取扱い

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに資格確認書を申請によらず交付  
⇒ 加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付
- 資格確認書の有効期間は5年以内で保険者が設定（更新あり）

### < 従前の方針案と課題 >

### < 対応案 >

対象者・交付方法

- 原則、本人の申請に基づき交付  
※現在は、加入者全員に保険証を交付
- 要介護高齢者、障害者等の要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、マイナ保険証での受診が難しい場合がある



- 当分の間、**マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付**  
⇒ **加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付**
- マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付
- 一度登録した後も、マイナ保険証の利用登録の**解除を可能**とし、資格確認書を交付

有効期間等

- 1年間を上限
  - ・保険者の実務への影響大（現行の保険証）  
被用者保険：原則有効期間なし  
地域保険：2年の保険者もあり
  - ・被保険者の更新手続き負担大  
（要介護高齢者、障害者含め毎年手続発生）



- 現行の保険証の発行実務等（被用者保険の平均加入期間等）を踏まえつつ、不正使用等を防止  
⇒ **5年以内**で保険者が設定（更新あり）
- 様式も、現行の実務・システムを活用  
⇒ サイズ：カード型（はがき型を含む）  
材質：紙、プラスチック

甲賀市の国民健康保険の場合は1年間

## 現行と12月2日以降における各種書類の対応関係

### ○資格確認に用いる書類

	現 行	12月2日以降
各制度共通	・被保険者証	・マイナ保険証(+資格情報のお知らせ)又は資格確認書
国民健康保険	・被保険者資格証明証	・マイナ保険証(+資格情報のお知らせ)又は資格確認書(特別療養)

※国民健康保険の短期被保険者証は廃止。

### ○被保険者証と併せて用いている書類の今後の取扱い (国民健康保険)

現 行	12月2日以降	
	マイナ保険証	資格確認証
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢受給者証</li> <li>・限度額適用認定証</li> <li>・特定疾病療養受療証</li> </ul>	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢受給者証+資格確認書(必須記載事項のみ)(※)</li> <li>・限度額適用認定証+資格確認書(必須記載事項のみ)</li> <li>・特定疾病療養受療証+資格確認書(必須記載事項のみ)</li> </ul> 又は <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格確認書(任意記載事項あり)</li> </ul>

※資格確認書に一部負担金限度額の適用区分・発行期日を記載していない場合

# 「資格確認証」について（マイナ保険証をお持ちでない方の交付）

## 「資格確認書」のイメージ

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(枝番)		
氏名	性別			
生年月日	年	月	日	負担割合
適用開始年月日	年	月	日	割
交付年月日	年	月	日	
世帯主氏名				
住所				
保険者番号	□□□□□□			
交付者名				印

(裏面)

備考	□□□□□□□□□□
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、<u>臓器を提供しません</u>。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】</p> <p>[特記欄： 署名年月日： 年 月 日 本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：</p>	

◆発行済みの被保険者証の有効期限が切れる前に、申請不要で「資格確認証」が発行されます。

◆「マイナ保険証」をお持ちでなくても、「資格確認書」を医療機関等で提示いただくことで、引き続き医療を受けることができます。

# 「資格情報のお知らせ」について（既にマイナ保険証をお持ちの方向け）

「資格情報のお知らせ」のイメージ（厚労省作成：一部加工） マイナポータルからダウンロードできる資格情報のPDF ファイル

(整理番号) XXX XXX XX  
(種別) ご本人(被保険者)様/ご家族(被扶養者)様

佐藤 太郎 様

様式1  
(5情報一致等)

(保険者名)  
(保険者番号)

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年〇月〇日時点）。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合	3割		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、  
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面  
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンを  
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診し  
ただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は  
次のとおりです（12桁のうち下4桁のみ表示）。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自  
分の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

\*\*\*\* \*\* 6825

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行  
(保険者名)  
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00  
氏名 佐藤 太郎  
負担割合 3割

受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です

右を切り取ってご利用いただくことができます  
(このお知らせのみでは受診できません)

## 医療保険の資格情報

別添1

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機  
関等の受付に提示してください。

保存日時： 2024年2月6日 時点

保 険 者 名	XXXX健康保険組合
保 険 者 番 号	00000000
記 号	1
番 号	00000
枝 番	00
氏 名	XX XX

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一 部 負 担 金 割 合	—
有 効 期 限	—

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存し  
たPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に  
提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期  
高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に  
伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご留  
意ください。

◆どちらとも、カードリーダーの故障など、マイナ保険証が使えない場合にマイナンバーカードと一緒に提示することで受診可能です。

◆「資格情報のお知らせ」は新規資格取得時や負担割合の変更時に保険者が発行します。

（一部の方には有効期限あり）

◆「医療保険の資格情報」はご自身でマイナポータルからいつでもダウンロード可能です。

# 「マイナ保険証」の利用状況等について

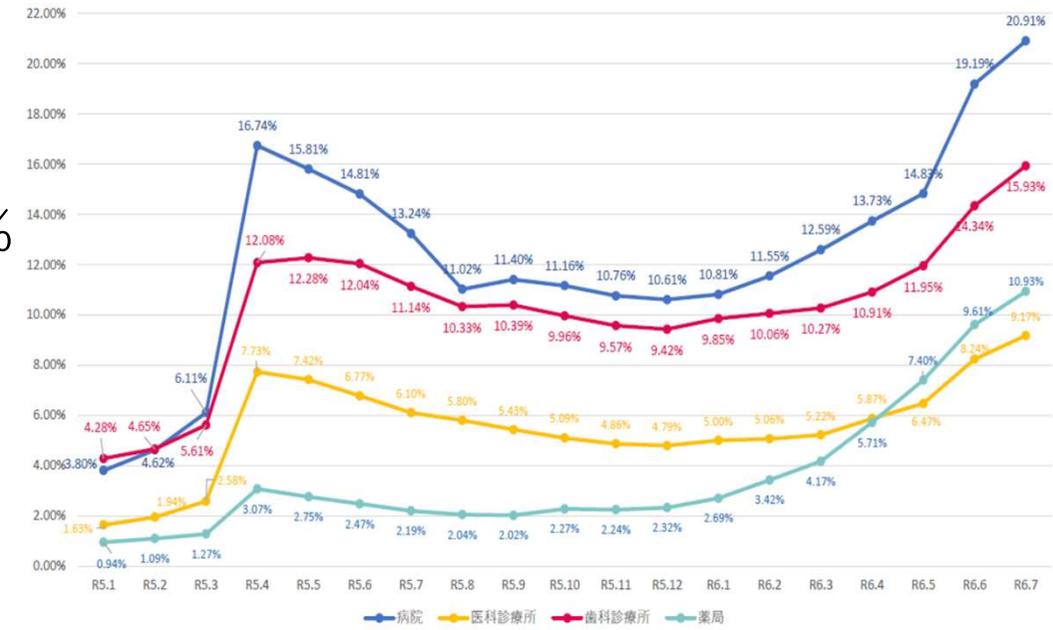
## 【施設類型別の「マイナ保険証」利用率の推移】

利用率（全国の状況） R6.7月診療分

病院：20.91% 医科診療所：9.17%

歯科診療所：15.93% 薬局：10.93%

※レセプト件数の多くを占める医科診療所の利用率が伸び悩んでいる状況



## 【「マイナ保険証」の登録率】

登録率（市：加入者に対する登録率）

R6.7月末時点 国：59.4% 甲賀市国保：63.3%

## 【「マイナ保険証」の利用率】

利用率（マイナ保険証資格確認件数 / オンライン資格確認件数）

R6.7月診療分 国：11.13% 滋賀県 12.52% 甲賀市国保 12.91%